

記者資料提供（令和5年3月30日）

阪神国際港湾株式会社

営業部営業課 脇本・尾上 TEL：078-855-3206

## 令和5年度 阪神港における集貨事業の募集開始について

阪神国際港湾株式会社は、国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、「阪神港」における国際基幹航路の維持・拡大に向けて、国や港湾管理者等と連携のうえ、以下の集貨事業を実施し「阪神港」へのさらなる集貨を推進します。

### ◆事業

#### <集貨事業Ⅰ>

- ① 内航フィーダー利用促進事業
- ② 外航フィーダー利用促進事業
- ③ 基幹航路接続航路誘致事業
- ④ コンテナラウンドユース促進事業
- ⑤ 基幹航路誘致事業
- ⑥ 航路サービス拡充促進事業

#### <集貨事業Ⅱ>

- ⑦ アジア航路誘致事業
- ⑧ 内航フィーダー貨物支援事業
- ⑨ 荷主・物流事業者向け支援事業
- ⑩ リーファー混載輸出サービス支援事業
- ⑪ 国内フェリー貨物支援事業

### ※下線部の事業における昨年度からの主な変更点

#### ⑧内航フィーダー貨物支援事業

- ・本州日本海側東部(能登半島以東)航路の運航開始に伴い、同エリアの支援単価を新たに設定。

#### ⑨荷主・物流事業者向け支援事業

- ・新規、転換貨物における対象貨物量上限を 1,000TEU から 2,000TEU へ拡充。
- ・従来の新規貨物や増加貨物への支援【新規・増加貨物事業】に加えて、【モーダルシフト事業】及び【コンテナラウンドユース事業】を新たに追加し、計3事業に拡充。

【新規・増加貨物事業】

【モーダルシフト事業】※1

【コンテナラウンドユース事業】※2

(※1、※2 は既存阪神港利用貨物も対象。また、【新規・増加貨物事業】との併用も可能。)

#### ⑩リーファー混載輸出サービス支援事業（新設）

- ・食の輸出促進を目的に、阪神港において展開するリーファー混載輸出サービスに対する支援

各事業の概要については別紙をご参照ください。またその他、上記事業以外にも「阪神港」のご利用に関するご提案がございましたら、当社までお気軽にお問い合わせください。

尚、実施要領は3月31日（金）より当社HPにて掲載いたします。

当社HP：<https://hanshinport.co.jp/cargo incentive/>

◆**募集期間**

令和 5 年 4 月 3 日（月）～12 月 28 日（木）（土・日曜日、祝日を除く）

※ただし、予算の執行状況により募集期間を変更する場合があります。（変更の場合、当社ホームページにてご案内いたします。）

◆**お問い合わせ先**

阪神国際港湾株式会社(HP：<https://hanshinport.co.jp/>) 営業部営業課 TEL：078-855-3206（直通）  
〒651-0087 神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

この資料は、大阪市・神戸市市政記者クラブ、民放記者クラブ（神戸市）へ配布しております。

事業番号	個別事業名	対象事業/委託内容	委託対象者
I	① 内航フィーダー 利用促進事業	<p><b>【対象事業】</b>西日本諸港と阪神港との間を定曜日にて運航する内航フィーダー航路網を新たに構築する事業 または 定曜日運航に資する目的で実施される事業</p> <p>-----</p> <p><b>【委託内容】</b>業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	内航船を運航する事業者様
	② 外航フィーダー 利用促進事業	<p><b>【対象事業】</b>東南アジア～北米間等の外貿コンテナ貨物を阪神港でトランシップする事業(日本の輸出入貨物を除く)</p> <p>-----</p> <p><b>【委託内容】</b>当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	
	③ 基幹航路 接続航路誘致事業	<p><b>【対象事業】</b>新たに阪神港に寄港、もしくは増便する国際基幹航路に接続する航路</p> <p>-----</p> <p><b>【委託内容】</b>当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様
	④ コンテナラウンドユース 促進事業	<p><b>【対象事業】</b>阪神インランドコンテナデポを介したコンテナラウンドユースを実施する事業</p> <p>-----</p> <p><b>【委託内容】</b>当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	
	⑤ 基幹航路誘致事業	<p><b>【対象事業】</b>新たに阪神港に寄港する国際基幹航路</p> <p>-----</p> <p><b>【委託内容】</b>当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	
	⑥ 航路サービス 拡充促進事業	<p><b>【対象事業】</b>阪神港に寄港する国際基幹航路において、投入船舶が概ね1,000TEU以上大型化される事業</p> <p>-----</p> <p><b>【委託内容】</b>当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p>	

事業番号	個別事業名	対象事業/委託内容	委託対象者																																						
II	⑦	<p>【対象事業】新たに阪神港に寄港、もしくは増便する東南アジア等航路</p> <p>【委託内容】航路が事業目的に合致しているか精査後、下記単価を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">1寄港あたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>東南アジア等航路誘致</th> <th>50万円/寄港</th> </tr> </table>	1寄港あたりの目安となる単価		東南アジア等航路誘致	50万円/寄港	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																																		
	1寄港あたりの目安となる単価																																								
	東南アジア等航路誘致	50万円/寄港																																							
	⑧	<p>【対象事業】i:外航コンテナ船社が内航フィーダー船を利用し、かつ阪神港を経由して日本発着貨物を年間1,000TEU以上輸送する事業 ただし、令和2年度以降に本事業での委託を受けていない外航コンテナ船社に限り、内航フィーダー船を利用し、かつ阪神港を経由して日本発着貨物を年間100TEU以上輸送する事業 ii:内航船社が新たに外航コンテナ船社を誘致し、かつ阪神港を経由してその外航コンテナ船社の取り扱う日本海側発着貨物を100TEU以上輸送する事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物</th> <th>追加</th> <th>東部日本海</th> <th>九州地方 西部日本海</th> <th>その他地方</th> </tr> <tr> <td>①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物</td> <td></td> <td>12,000円</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>②仕出地、仕向地が上記以外の貨物</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </table> <p>※東部日本海:能登半島より東側、西部日本海:能登半島より西側とする。</p>	1TEUあたりの目安となる単価					対象貨物	追加	東部日本海	九州地方 西部日本海	その他地方	①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物		12,000円	9,000円	6,000円	②仕出地、仕向地が上記以外の貨物		4,000円	3,000円	2,000円	i:外航コンテナ船社様またはその日本代理店様 ii:内航船を運航する事業者様																		
	1TEUあたりの目安となる単価																																								
対象貨物	追加	東部日本海	九州地方 西部日本海	その他地方																																					
①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物		12,000円	9,000円	6,000円																																					
②仕出地、仕向地が上記以外の貨物		4,000円	3,000円	2,000円																																					
⑨	<p>【対象事業】i:【新規・増加貨物事業】 国内他港を利用した実入りコンテナの輸出入を阪神港利用に転換する事業及び新たに阪神港利用にて輸出入を行う事業 ii:【モーダルシフト事業】 阪神港で輸出入する実入りコンテナの国内輸送について、貨物自動車による陸上輸送等から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換を実施しCO2排出量を削減する事業 iii:【コンテナラウンドユース事業】 阪神港で輸出入するために使用する空コンテナの国内輸送を効率化するため、新たにコンテナラウンドユースを実施しCO2排出量を削減する事業</p> <p>【委託内容】下記単価表を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象貨物</th> <th rowspan="2">金額</th> <th rowspan="2">上限</th> <th>拡充</th> </tr> <tr> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本単価</td> <td>転換貨物(実入りコンテナのみ)</td> <td>10,000円</td> <td>2,000TEU</td> <td rowspan="3">委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を年間20TEU以上取り扱う事業に限る</td> </tr> <tr> <td>新規貨物(実入りコンテナのみ)</td> <td>5,000円</td> <td>2,000TEU</td> </tr> <tr> <td>増加貨物(実入りコンテナのみ)</td> <td>5,000円</td> <td>1,000TEU</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">i 加算</td> <td>東アジア主要港からの転換貨物</td> <td>左記いずれかに該当の場合、基本単価+5,000円/TEU ※複数要件に該当する場合でも+5,000円が上限</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">・1TEUから支援</td> </tr> <tr> <td>日本海フィーダーを利用した貨物 農林水産物、食品等をリーファーで輸出する事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>モーダルシフト事業(実入りコンテナのみ)</td> <td>5,000円</td> <td>1,000TEU</td> <td rowspan="2">委託対象となる貨物を年間20TEU以上取り扱う事業に限る ・iとの重複申請が可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">iii</td> <td>コンテナラウンドユース事業</td> <td>(1)実荷主様向け 輸出入いずれか (2)陸運事業者様向け 輸出入1ラウンド</td> <td>2,500円 5,000円</td> <td>1,000TEU 1,000TEU</td> </tr> </table>	1TEUあたりの目安となる単価						対象貨物	金額	上限	拡充	備考	基本単価	転換貨物(実入りコンテナのみ)	10,000円	2,000TEU	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を年間20TEU以上取り扱う事業に限る	新規貨物(実入りコンテナのみ)	5,000円	2,000TEU	増加貨物(実入りコンテナのみ)	5,000円	1,000TEU	i 加算	東アジア主要港からの転換貨物	左記いずれかに該当の場合、基本単価+5,000円/TEU ※複数要件に該当する場合でも+5,000円が上限		・1TEUから支援	日本海フィーダーを利用した貨物 農林水産物、食品等をリーファーで輸出する事業		ii	モーダルシフト事業(実入りコンテナのみ)	5,000円	1,000TEU	委託対象となる貨物を年間20TEU以上取り扱う事業に限る ・iとの重複申請が可能	iii	コンテナラウンドユース事業	(1)実荷主様向け 輸出入いずれか (2)陸運事業者様向け 輸出入1ラウンド	2,500円 5,000円	1,000TEU 1,000TEU	i、ii:輸送依頼者様(荷主様、フォワーダー様等) + 輸送事業者様 (輸送依頼者様からコンテナ輸送を受託し、コンテナ輸送を主体的に行う事業者様)による共同提案  iii-(1):実荷主様による単独提案 iii-(2):陸運事業者様による単独提案
1TEUあたりの目安となる単価																																									
	対象貨物	金額	上限	拡充																																					
				備考																																					
基本単価	転換貨物(実入りコンテナのみ)	10,000円	2,000TEU	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を年間20TEU以上取り扱う事業に限る																																					
	新規貨物(実入りコンテナのみ)	5,000円	2,000TEU																																						
	増加貨物(実入りコンテナのみ)	5,000円	1,000TEU																																						
i 加算	東アジア主要港からの転換貨物	左記いずれかに該当の場合、基本単価+5,000円/TEU ※複数要件に該当する場合でも+5,000円が上限		・1TEUから支援																																					
	日本海フィーダーを利用した貨物 農林水産物、食品等をリーファーで輸出する事業																																								
ii	モーダルシフト事業(実入りコンテナのみ)	5,000円	1,000TEU	委託対象となる貨物を年間20TEU以上取り扱う事業に限る ・iとの重複申請が可能																																					
iii	コンテナラウンドユース事業	(1)実荷主様向け 輸出入いずれか (2)陸運事業者様向け 輸出入1ラウンド	2,500円 5,000円		1,000TEU 1,000TEU																																				
	⑩	<p>【対象事業】阪神港においてリーファー混載輸出サービスを展開する事業</p> <p>【委託内容】当事業はコンテナサイズを問わずコンテナ1本を1Unitとし、下記単価表を目安に協議の上決定し事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1サービスにつき200万円、1事業者につき5サービス</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">1Unitあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>新規サービス</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">既存サービス</td> <td>前年度貨物量相当まで</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度貨物量に比して増加した貨物量</td> <td>90,000円</td> </tr> </table>	1Unitあたりの目安となる単価		対象貨物	金額	新規サービス	90,000円	既存サービス	前年度貨物量相当まで	60,000円	前年度貨物量に比して増加した貨物量	90,000円	リーファー混載輸出サービスを提供するNVOCC様 ※船社と直接契約を行う事業者様に限る																											
1Unitあたりの目安となる単価																																									
対象貨物	金額																																								
新規サービス	90,000円																																								
既存サービス	前年度貨物量相当まで	60,000円																																							
	前年度貨物量に比して増加した貨物量	90,000円																																							
⑪	<p>【対象事業】阪神港に寄港する国内フェリー航路を利用して、外資コンテナ貨物を阪神港で直接船舶へ揚げまたは積みを行う事業</p> <p>【委託内容】当事業は実入りコンテナのみ対象で、1,000円/TEUを目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業者につき3,000万円</p>	阪神港に寄港する国内フェリー航路を運航する船社様																																							